

第14回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 9月28日 開会

平成30年 9月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年9月28日 第14回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時34分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について
日程第 5 議案第2号 土地現況証明願について
日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第14回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号3番香川委員、4番石塚委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤事務局長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について。浦幌町長より推薦依頼のあった浦幌町模範牧場審議会の委員を次のように決定する。平成30年9月28日提出。浦幌町農業委員会会長。記。機関名、浦幌町模範牧場審議会。任期、委嘱の日から諮問に係る審議終了まで。機関役職、委員。人員、1名。

浦幌町模範牧場審議会につきましては、浦幌町長の諮問に応じまして、模範牧場の使用料及び施設整備について審議するため設置されたもので、農業委員、農業協同組合役員、農業共済組合役員、受益者、学識経験者の8名以内をもって組織されるものでございます。

今般、浦幌町長より模範牧場審議会委員の推薦依頼がありましたので、委員の決定についてご審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。農業委員会から浦幌町模範牧場審議会委員を1名出して下さいということでございます。どのような方法で委員を決定するかお諮りしたいと思います。

○山村委員 私が思うのはですね、一応模範牧場の審議会ということなので、主に、今、項目を言われてましたけれども、酪農関連のことが一番、大方のことなんだと思いますね。そうなりますと、やはり私純然たる畑作の人間では知識も乏しいですし、やはり、一年の中でやっていただけなのであれば、従事されている委員の方が良いと思いますし、前回のときも、そのような形で、5年前ですか、榎原委員がやっていたかと思うんですけども、そのようなこともありますし、委員の中で指名するというのもきびしいと思いますので、会長に一任して指名していただければと思うんですがいかがでしょうか。

○小川議長 今、山村委員さんの方から、模範牧場の審議委員ということで、酪農をやられている方をお願いするのがいいのではないかと、そのような意味において、そのことも勘案しながら会長の方から指名していただけないかというようなお話だと思いますが、そのように解釈してよろしいですね。そのような事でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 外にないとの事でございますので、私の方から指名させていただきます。少し時間をいただきます。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。浦幌町模範牧場審議会の委員について、事務局より報告願います。

○佐藤事務局長 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について報告いたします。浦幌町模範牧場審議会委員、高木委員。以上でございます。

○小川議長 只今、事務局長から報告がありました。議案第1号、浦幌町模範牧場審議会の委員の決定については、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。高木さん、大変お忙しいとは思いますが、どうか大変でございますがご受けいただいて、よろしくお願い致したいと思っております。それでは、議案第1号は、報告のとおりと決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年9月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の2件でございます。

1件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、円山に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、9月13日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしまして、利用状況は、雑種地でありました。

2件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、幾千世に住所を有する法人、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、9月11日に福田委員ほか2名の委員さんと現地調査をしまして、利用状況は、宅地でありました。議案書5ページから6ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、1件目の案件について、地区担当委員の石森委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 報告致します。1件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、9月13日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂っており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に、2件目の案件について、地区担当委員の福田委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 報告致します。2件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、9月11日に現地を確認したところ、倉庫が建っている状況であり、現況地目は宅地でありました。以上でございます。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本案件につきましては、交換1件の所有権移転案件と、賃貸借1件、使用貸借2件の利用権設定案件がありますが、所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。

それでは、初めに所有権移転案件、番号11番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年9月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の交換案件1件、賃貸借案件1件、使用貸借案件2件でございます。

番号11番、譲渡人は、帯富に住所を有する法人、譲受人は、宝町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5,968平方メートルです。契約の種類は、交換で価格は発生しません。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、国土調査の成果により判明した農地と譲受人の土地を交換する。譲受人は、経営農地を一団化するため、譲渡人の農地と交換するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書10ページに3条番号11の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の山村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 只今の番号11番につきましては、只今事務局の説明のとおり、国土調査の成果により判明した農地と譲受人の土地を交換する内容であり、9月8日現地を確認したところ、農地

法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告致します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号11番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号11番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号12番から14番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号12番、貸主は、貴老路に住所を有する法人、借主は、川流布に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年10月1日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、経営規模拡大のため農地を借り受けるものであります。

番号13番、貸主は、恩根内に住所を有する方、借主は、恩根内に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、17,355平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年10月1日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の申出により農地を貸し付ける。借主は、後継者として農業経営を引き続き行うため、父の農地を借り受けるものであります。

議案書9ページをご覧ください。番号14番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、9,000平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年10月1日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の申出により農地を貸し付ける。借主は、後継者として農業経営を引き続き行うため、父の農地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書11ページから14ページに3条番号12から14の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号12番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため農地

を賃貸借する内容であります。また、番号13番、14番につきましては、後継者として農業経営を引き続き行うため使用貸借する内容であります。9月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号12番から14番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号12番から14番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書16ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成30年9月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられており、農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から2番の2件で、法人名、代表者、所在地、事業年度につきましては議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書の最終ページ、17ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員、株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件がございます。

本議案番号1番から2番の法人につきましては、別添の第14回農業委員会総会議案説明資料1ページから4ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第14回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時34分閉会